

- 2、黄金三割増額は拒絶
  - 3、労働時間八時間制は実行中である、遅延の場合は坑内係員に申出づること
  - 4、安全燈油札は廢止す（會社負擔とする）
  - 5、便（ボタ）積込に採炭賃の三割支給は三割と規定せず現在過坑内係員の決定に係る。
  - 6、荷買材は従来通り坑内係員の決定に係る。
- 一三、労働組合の背景等
- 今回の争争には労働組合の背景を有せず且つ産業界の行動は積極であつたが主謀者たる村上利明は嘗て東京市在任中自由事業に加盟したることあり今回の争議に早良坑夫自稱組合の名義を用ひ且つ解決後組合組織計画中なりと謂はる。

一四、合宿所經營者の要求問題

約三百名の坑夫を收容する個人合宿經營者二十一名は合宿制度の改正（昭和七年十二月二十四日改正）に依り經營不可能なりとて合宿所を會社側に引受けしむべく十二日左の要求案を提出したのである。

◎ 要求條項

- 1、會社に於て坑夫を引受け一人分五番圍苑（引取り料として）支給すること
  - 2、自分等（經營者）に對し入社以來の功勞に對し功勞金を支給すること
  - 3、坑夫の借金は會社に於て負擔すること
- 右要求に對して會社相談役木原新太郎仲裁に立ち大體改正案の制度を復舊せしめて解決せり、即ち解決案左の通り。

◎ 解決條件